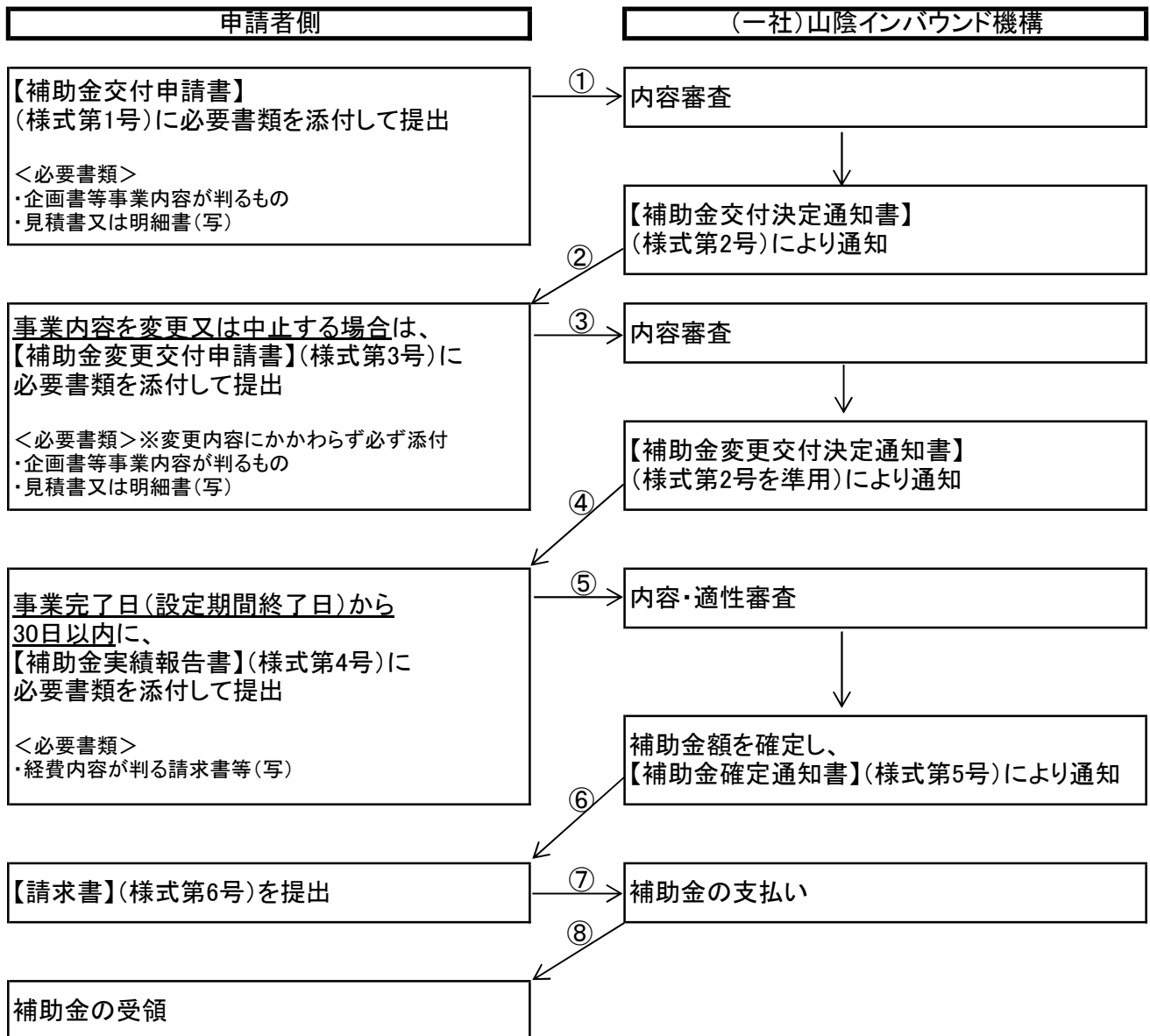


レンタカーで巡る山陰周遊旅行商品造成費支援事業費補助金交付の流れ

2017年11月



注意事項

- 各様式の申請者・捺印は以下の通りとします。
 - ・申請者 = 代表者(個所長) ※担当者名は不可
 - ・捺印 = 代表者の公印 ※個人印は不可
- 様式第2号により補助金交付決定通知を受けた後、又は様式第5号により補助金額確定通知を受けた後、社名、住所、代表者職名・氏名等の申請者情報に変更があった場合は、「変更届」を提出してください。様式はHPに掲載します。
- 交付決定後であっても、期日までに実績報告書等の必要書類が提出されない場合は、補助金の交付をお断りすることがありますのでご注意ください。